

貸金業登録(新規・更新)手続きについて

【個人】

1. 登録申請(新規・更新)内容は、法改正により改訂されることもありますのでご注意ください。
2. 登録申請(新規・更新)は申請者(本人)が直接申請することが原則です。
3. 使用する印鑑・・・印鑑登録をした実印
 ※前回申請時に使用した印鑑(実印)が変更になった場合は印鑑証明書を添付の事
4. 申請書等へ住所を記載する時は、登記簿または住民票どおりに記載願います。(マンション・アパート名も記載の事)
5. 官公庁の証明する書類は3ヶ月以内に発行されたものとします。
6. 登録費用・・・150,000円(登録不可・申請取り下げの場合でも貸金業法施行令第2条第3項の規定によりお返しできません。)

登録申請書の名称		備 考	提出部数
1	登録申請書	様式第1号第1面～第8面	正 本 + コピ- 3部
2	登録の区分等	・外国人の方は通称名を()書きで併記することができます。	
3	令第3条に規定する(重要な)使用者	・住所の番地等は略さず〇番〇号のように記入すること。	
4	営業所の名称・所在地・貸金業務取扱主任者の氏名等	・営業所の電話番号は固定電話番号を記入すること。	
5	電話番号その他の連絡先等	・登録申請者は、貸付けの業務に3年以上従事した経験が必要です。	
6	業務の種類	・営業所には国家試験に合格し、主任者登録を受けた貸金業務取扱主任者の設置が義務付けられています。	
7	業務の方法	・営業所毎に、貸付けの業務に1年以上従事した経験を有する従業者が必要です。	
8	他に行っている事業の種類		
9	福岡県領収証紙添付欄		
添 付 書 類		備 考	提出部数
10	誓約書	様式第1号の2	正本1+コピ-1
11	身分証明書 登録申請者、及び貸金業務取扱主任者 重要な使用者(該当者がいる場合)	・本籍地の市区町村が発行する身分証明書 ・外国人の方については協会に備付けの誓約書を提出。	正本+コピ-1部 (各 人)
	12	登記されていないことの証明書 登録申請者、及び貸金業務取扱主任者 重要な使用者(該当者がいる場合)	・福岡法務局で発行しています。 ・郵送の場合は東京法務局へ発行依頼をしてください。 ・外国人の方は提出の必要はありません。
13	住民票の抄本 登録申請者、及び貸金業務取扱主任者 重要な使用者(該当者がいる場合)	・日本人の方は、本籍地及び戸籍筆頭者の記載があるもの ・外国人の方は、国籍の記載のあるもの	正本+コピ-1部 (各 人)
	14	履 歴 書 登録申請者 重要な使用者(該当者がいる場合)	・金融業に従事したこと履歴を記載 ・下段の氏名欄は必ず本人が署名すること
15	写真付公的証明書の写し 登録申請者 重要な使用者(該当者がいる場合)	・運転免許証・旅券等の写しを添付のこと。 ・証明書に顔写真がない場合は、公的身分証明書の写しと写真を添付(様式第2号)	正本+コピ-1部 (各 人)
	16	登録申請者、重要な使用者、貸金業務取扱主任者の氏名等	様式第3号の2
17	財産に関する調書(様式第4号)	・純資産額が5,000万円以上であること。証明書を添付。	コピ-2部
18	営業所等の登記簿謄本又は貸借借契約書の写し	・※貸借借契約書写しの場合は、コピ-2部	正本+コピ-1部
	営業所等の写真 営業所等の地図	・写真は建物外観全体。提出の写真は同一のもの。 ・地図は極力ゼンリン地図を使用のこと	写真 2枚 コピ-2部
19	代理店契約書等	・代理店や提携登録がある場合に添付	コピ-2部
20	貸金業務取扱主任者の登録完了通知の写し	・登録有効期間内であること	コピ-2部
21	貸金業の業務に関する社内規則		コピ-2部
22	貸金業の業務に関する組織図		コピ-2部
23	貸付の業務の経験者の業務経歴書	様式第4号の2	正本+コピ-1部
24	指定紛争解決機関との契約締結等の状況	様式第4号の2の2	正本+コピ-1部

詳細は下記へお問い合わせください。

※受付時間は、平日の9:30～11:30及び13:00～16:30となっております。